被災者支援制度ガイドブック

（令和元年台風第１９号災害）

長　野　県　中　野　市

電話　０２６９－２２－２１１１（代表）

第　２　版

（令和元年１１月１５日現在）

（住民向け）

●り災証明に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
●住まいに関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
●生活資金に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
●税金に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
●減免・免除に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
●要件緩和に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

（事業者向け）

●商工関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
●農業関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
●林業関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

（共通）

●各種相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
●その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

◎お問い合わせ先一覧

【中野市役所】・［長野県］・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

（住民向け）

●り災証明に関すること

制度の名称	**り災証明・り災届出証明の交付**
支援の種類	証明
概　　要	●市が住家等の被害等の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものです。 ●り災証明書により証明される住家の被害程度としては、「住家全壊」、「住家半壊」等があり、基準に基づきそれらの判定が行われます。 ●住家以外の建物（倉庫・車庫等）や動産（家財・車等）については、り災届出証明書を交付します。
お問い合わせ	中野市税務課資産係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２２６）

●住まいに関すること

制度の名称	**住宅の応急修理（災害救助法）**
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が大規模半壊、半壊又は一部損壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ●応急修理は、市へ申込、市が業者に依頼して実施します。 ●修理限度額 大規模半壊、半壊：１世帯あたり59万5千円 一部損壊（10%以上20%未満）30万円。同じ住宅に２以上の世帯が同居している場合は１世帯とみなされます。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村※において、以下の要件を満たす方が対象です。 ①災害により住宅が一部損壊（10%以上20%未満）、半壊又は大規模半壊した方（全壊でも対象となる場合があります。） ②応急仮設住宅等に入居しない方（応急修理を受けた方は応急仮設住宅に入居できません。） ③自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については、資力は問いません。） ※中野市は災害救助法が適用されています。
お問い合わせ	中野市都市計画課建築住宅係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２７３）

制度の名称	**障害物の除去（災害救助法）**
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づく障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所など日常生活に欠くことのできない場所にある土石や竹木等を除去することで、元の住家に引き続き住めるようにするものです。 ●障害物の除去は、市へ申し込むことで、市が業者に依頼して実施します。 ●限度額　１世帯あたり13万7千9百円
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村※において、以下の要件を満たす方が対象です。 ①災害により住宅が半壊又は床上浸水した方 ②住居またはその周辺に運ばれた土石や竹木等で、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去できない方 （障害物の除去を受けた方は応急仮設住宅に入居できません。） ※中野市は災害救助法が適用されています。
お問い合わせ	中野市都市計画課建築住宅係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２７３）

制度の名称	**被災者用仮住居の提供（県営住宅・職員宿舎）**
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	●被災者の生活再建のため、当面の入居先として、県営住宅等を提供します。 ●家賃は無料で、光熱水費、共益費等は入居者負担です。 ●入居可能期間は１年間です。
活用できる方	●長野県内の居住している住宅が、全壊、大規模半壊又は半壊により、当該住宅での居住が当面困難となった方
お問い合わせ	・県建設部建築住宅課公営住宅室　０２６－２３５－７３３７ ・北信建設事務所建築課　０２６９－２３－０２２０ ・中野市都市計画課建築住宅係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２７３）

制度の名称	**被災者用仮住居の提供（借上型応急仮設住宅）（災害救助法）**
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	●被災者の生活再建のため、県が民間賃貸住宅を借上げ、提供します。 ●入居可能期間は２年間です。 ●県が負担する経費 家賃、共益費（又は管理費）、礼金（家賃１か月分を上限）、退去修繕負担金（家賃２か月分を上限）、鍵交換料、仲介手数料（家賃０．５か月分＋消費税）、損害保険料 ●月額家賃の上限
活用できる方	●令和元年台風第19号において災害救助法が適用された43市町村に住所を有する方で、次の①～③のすべてに該当する方 ①次のいずれかに該当する方 ・住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住居がない方 ・「半壊」（「大規模半壊」を含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方 ・ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している等により、長期にわたり自らの住居に居住できない方 ②自らの資力では住居を確保することができない方 ③災害救助法に基づく住宅の応急修理制度等を利用していない方
お問い合わせ	・県建設部建築住宅課 ０２６－２３５－７３３１ ・中野市都市計画課建築住宅係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２７３）

世帯人数	家賃	世帯人数	家賃	世帯人数	家賃
１～２人	６万円	３～４人	７万円	５人以上	9.5万円

制度の名称	**被災者用仮住居の提供（建設型応急仮設住宅）（災害救助法）**
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	●被災者の生活再建のため、県が応急仮設住宅を建設し、提供します。 ●入居可能期間は２年間です。
活用できる方	●令和元年台風第19号において災害救助法が適用された43市町村に住所を有する方で、次の①～③のすべてに該当する方 ①次のいずれかに該当する方 ・住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住居がない方 ・「半壊」（「大規模半壊」を含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方 ・ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している等により、長期にわたり自らの住居に居住できない方 ②自らの資力では住居を確保することができない方 ③災害救助法に基づく住宅の応急修理制度等を利用していない方
お問い合わせ	・県建設部建築住宅課 ０２６－２３５－７３３９ ・中野市都市計画課建築住宅係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２７３）

制度の名称	**公営住宅への一時入居（市営住宅・教職員住宅）**
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	●災害により住宅が全壊、大規模半壊され住家が居住できない状況となった世帯に対し、市営住宅を一時提供します。 ●家賃は無料で光熱水費、共益費等は入居者負担です。 ●提供期間は許可の日から１年間です。
活用できる方	●災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな世帯
お問い合わせ	中野市都市計画課建築住宅係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２７３）

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>母子父子寡婦福祉資金</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付（融資）</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。
<table><tr><td>貸付限度額</td><td>200万円以内※通常150万円が限度額のところを災害による場合50万円を上乗せ</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td>連帯保証人がいる場合 ：無利子
連帯保証人がいない場合：年１．０％</td></tr></table>●転宅のために必要な経費を貸し付けます。
<table><tr><td>貸付限度額</td><td>200万円以内※通常150万円が限度額のところを災害による場合50万円を上乗せ</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>中野市福祉課厚生保護係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ３０６）</td></tr>
</table>

●生活資金に関すること

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>被災者生活再建支援制度</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>給付</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。
●支給額は、下記の２つの支援金の合計額になります。
（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額が３／４になります。）
■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table><tr><td></td><td colspan="2">住宅の被害程度</td></tr><tr><td></td><td>全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table>
■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table><tr><td></td><td colspan="3">住宅の再建方法</td></tr><tr><td></td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅を除く。）</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table>
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。
●支援金の使途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。 詳しくは、内閣府の防災情報のページ
http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html
「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●住宅が自然災害により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。
（※）下記の世帯を含みます。
■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
■自然災害による危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）
●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。
※県内の全市町村対象。</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>中野市福祉課厚生保護係　℡０２６９-２２-２１１１（内線２９８・２５５）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>信州被災者生活再建支援制度</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>給付</td></tr>
<tr><td>概要</td><td>●国の被災者生活再建支援制度の対象とならない被災者に対して、半壊世帯の支援を行います。
●自然災害により、半壊以上の被害を受けた世帯に対して、住宅の被害程度に応じて以下のとおり支援金を支給します。
<table><tr><td></td><td>被害区分</td><td>支給額</td></tr><tr><td>複数世帯</td><td>半壊世帯</td><td>50 万円</td></tr><tr><td>単数世帯</td><td>半壊世帯</td><td>37.5 万円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●令和元年台風第19号災害により、半壊となった世帯</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>中野市福祉課厚生保護係　℡０２６９-２２-２１１１（内線２９８・２５５）</td></tr>
</table>

制度の名称	**母子父子寡婦福祉資金**
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を 図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。
活用できる方	●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） 1．母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） 2．母子・父子福祉団体（法人） 3．父母のいない児童（20歳未満） ●父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） 1．父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） 2．母子・父子福祉団体（法人） 3．父母のいない児童（20歳未満） ●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） 1．寡婦（かつて母子家庭の母であった方） 2．40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
お問い合わせ	中野市福祉課厚生保護係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ３０６）

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>災害援護資金</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付（融資）</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。
<table>
<tr><td>貸付限度額</td><td>
<table>
<tr><td colspan="2">①世帯主に１か月以上の負傷がある場合</td></tr>
<tr><td>ア　当該負傷のみ</td><td>150万円</td></tr>
<tr><td>イ　家財の３分の１以上の損害</td><td>250万円</td></tr>
<tr><td>ウ　住居の半壊</td><td>270万円</td></tr>
<tr><td>エ　住居の全壊</td><td>350万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">②世帯主に１か月以上の負傷がない場合</td></tr>
<tr><td>ア　家財の３分の１以上の損害</td><td>150万円</td></tr>
<tr><td>イ　住居の半壊</td><td>170万円</td></tr>
<tr><td>ウ　住居の全壊（エの場合を除く）</td><td>250万円</td></tr>
<tr><td>エ　住居の全体の滅失又は流失</td><td>350万円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>貸付利率</td><td>年３％（据置期間中は無利子）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。
１．世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね１か月以上
２．家財の１／３以上の損害
３．住居の半壊又は全壊・流出
●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。
<table>
<tr><th>世帯人員</th><th>市町村民税における前年の総所得金額</th></tr>
<tr><td>１人</td><td>220万円</td></tr>
<tr><td>２人</td><td>430万円</td></tr>
<tr><td>３人</td><td>620万円</td></tr>
<tr><td>４人</td><td>730万円</td></tr>
<tr><td>５人以上</td><td>１人増すごとに730万円に30万円を加えた額。</td></tr>
</table>
※ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。
※県内の全市町村対象。</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>中野市福祉課厚生保護係　TEL０２６９-２２-２１１１（内線 ２９８・２５５）</td></tr>
</table>

※　第２版にて内容修正

<table>
<tr><td>制 度 の 名 称</td><td>生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金貸付）※特例措置あり</td></tr>
<tr><td>支 援 の 種 類</td><td>貸付（融資）</td></tr>
<tr><td>制 度 の 内 容</td><td>●被災により当座の生活費を必要とする世帯に貸付を行う。
※貸付開始は調整中のため、決定次第お知らせします。（令和元年10月28日現在）

<table><tr><td>貸付限度額</td><td>原則10万円、特例措置20万円以内※</td></tr><tr><td>貸 付 利 率</td><td>無利子</td></tr></table>
※次に掲げる特に必要と認められる場合には、20万円以内とする。
（1）世帯員の中に死亡者がいるとき。
（2）世帯員に要介護者がいるとき。
（3）世帯員が４人以上いるとき。
（4）前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に県社会福祉協議会会長がが認めるとき。
●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、長野県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。</td></tr>
<tr><td>活 用 で き る 方</td><td>●令和元年台風第19号により当座の生活費を必要とする世帯（低所得世帯に限らない。）</td></tr>
<tr><td>お 問 い 合 わ せ</td><td>・県社会福祉協議会（電話026-226-2036（直通））
・中野市社会福祉協議会　TEL０２６９－２６－３１１１</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>制 度 の 名 称</td><td>長野県災害見舞金</td></tr>
<tr><td>支 援 の 種 類</td><td>給付</td></tr>
<tr><td>制 度 の 内 容</td><td>見舞金を次の場合、以下のとおり支給します。
●令和元年台風第19号災害により住家が床上浸水の被害を受けた場合
●令和元年台風第19号災害により県内の生活の本拠を有する者が重傷を受けた場合

<table><tr><th></th><th>支給対象となる被害の程度</th><th>見舞金額</th></tr><tr><td>人的被害</td><td>重傷者</td><td>１人　　10 万円</td></tr><tr><td>住家被害</td><td>床上浸水（半壊に至らないもの）</td><td>１世帯　　５万円</td></tr></table>
※市町村独自の見舞金５万円と合わせて10万円の支給となります。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●令和元年台風19号災害により、重傷を受けた者、被災した住家に居住していた世帯の世帯主。
●次の場合は支給対象から除外されます。
・市町村条例により災害弔慰金又は災害障害見舞金が支給される場合
・被災者生活再建支援金が支給される場合
・信州被災者生活再建支援金が支給される場合</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>・中野市福祉課厚生保護係　TEL０２６９-２２-２１１１（内線 ２９８・２５５）
・県危機管理防災課０２６－２３５－７１８４</td></tr>
</table>

制度の名称	**災害弔慰金**
支援の種類	給付
制度の内容	※令和元年10月12日（災害救助法適用日）以降の県内被害に限る。 ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が死亡した場合：市条例で定める額（500万円以下）を支給 ・その他の者が死亡した場合：市条例で定める額（250万円以下）を支給
活用できる方	●災害により死亡した方のご遺族です。 ●支給の範囲・順位 ・１．配偶者、２．子、３．父母、４．孫、５．祖父母 ・上記のいずれも存在しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る。） ※県内の全市町村対象。
お問い合わせ	中野市福祉課厚生保護係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２９８・２５５）

制度の名称	**災害障害見舞金**
支援の種類	給付
制度の内容	※令和元年10月12日（災害救助法適用日）以降の県内被害に限る。 ●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が重度の障がいを受けた場合：市条例で定める額（250万円以下）を支給 ・その他の者が重度の障がいを受けた場合：市条例で定める額（125万円以下）を支給
活用できる方	●災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた方 ① 両眼が失明した方 ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した方 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った方 ⑥ 両上肢の用を全廃した方 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った方 ⑧ 両下肢の用を全廃した方 ⑨ 精神又は身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められる方 ※県内の全市町村対象。
お問い合わせ	中野市福祉課厚生保護係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２９８・２５５）

制度の名称	**生活保護**
支援の種類	給付、現物給付
制度の内容	●生活に現に困窮している方に、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ●保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。
お問い合わせ	中野市福祉事務所（中野市福祉課厚生保護係）　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２７６）

制度の名称	**雇用保険の失業等給付**
支援の種類	給付
制度の内容	●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。 ●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。
活用できる方	●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受けやむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。 ●激甚災害法第25条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受けやむを得ず休業することになったため、本人も休業を余儀なくされた方が対象です。
お問い合わせ	お近くのハローワーク（公共職業安定所）

制度の名称	**国の教育ローン**
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 貸付限度額：学生・生徒１人あたり350万円以内 対象経費：学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等 保証人等：（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の４親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く。）に限る。）が必要 ※金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。
活用できる方	●世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話０５７０－００８６５６

●税金に関すること

制度の名称	**市税の減免措置等**
支援の種類	減免・納税の猶予・申告・納付などの期限の延長
概要	●税の減免 災害により被害を受けられた場合、被災納税者の市税 (個人市民税、固定資産税など)について、減免を受けられる場合があります。 ●納税の猶予 災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の市税について、納税の猶予を受けることができます。 ●申告・納付などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、申請により災害がやんだ日から２か月以内に限り申告期限又は納期限が延長されます。詳しくは、お問い合わせください。
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	中野市税務課　℡０２６９-２２-２１１１（内線２２５・２２６・２２７）

制度の名称	**県税の減免措置等**
支援の種類	減免・納税の猶予・申告・納付などの期限の延長
制度の内容	●税の減免 災害により被害を受けられた場合、被災納税者の県税（自動車税（種別割及び環境性能割）、不動産取得税、個人事業税など）について、減免を受けられる場合があります。 ●納税の猶予 災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の県税について、納税の猶予を受けることができます。 ●申告、納付などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、申請により災害がやんだ日から２か月以内に限り申告期限又は納期限が延長されます。
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	○最寄りの県税事務所 ・総合県税事務所北信事務所（中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡）　0269-23-0204 ○県庁総務部税務課　026-235-7046

制度の名称	**国税の減免措置等**
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から　2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがあります。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合（損害額が住宅や家財の価額の１/２以上で、被害を受けた年分の所得金額が1，000万円以下の方が対象）、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
活用できる方	●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産のおおむね１/５以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。 ●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の１/２以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1，000万円以下である方などが対象です。 ●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の１/２以上で、被害を受けた年分の所得金額が1，000万円以下の方が対象です。
お問い合わせ	信濃中野税務署　０２６９－２２－３１５１

●減免・免除に関すること

制度の名称	**児童福祉施設（保育所・母子生活支援施設を除く）に係る入所者負担額の減免**
支援の種類	減免
制度の内容	●児童養護施設、乳児院等の児童福祉施設（保育所・母子生活支援施設を除く。）の入所者負担額の減免が講じられることがあります。
お問い合わせ	・県庁こども・家庭課　０２６－２３５－７０９９ ・中野市子ども相談室　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２７７）

制度の名称	**老人福祉施設入所に係る利用者負担額の減免**
支援の種類	減免
制度の内容	●養護老人ホーム等の老人福祉施設の利用者負担額の減免が講じられることがあります。
お問い合わせ	・養護老人ホームについては、 中野市高齢者支援課長寿福祉係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２４３） ・軽費老人ホーム（A型、ケアハウス）については、各施設へ お問い合わせください。

制度の名称	**障害福祉サービス、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置等**
支援の種類	減免・支払猶予
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス（介護給付費、訓練給付費）、補装具費等に要する費用の利用者負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町村が定めることになります。
お問い合わせ	中野市福祉課障がい福祉係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２９４・２９５）

制度の名称	**障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置等**
支援の種類	減免・支払猶予
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、自立支援医療費の負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。
活用できる方	●対象者については、長野県及び市町村が定めることになります。
お問い合わせ	中野市福祉課障がい福祉係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２９４・２９５）

制度の名称	**子育て支援ショートステイ事業**
支援の種類	減免
制度の内容	●一時的に養育困難となり、宿泊を伴って一時的に施設に入所した際の負担金を減免します。
活用できる方	●浸水被害を受けた16歳未満の児童の保護者が対象となります。
お問い合わせ	中野市子育て課子ども支援係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ３５６）

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の保険料（税）・窓口負担等の減免措置等</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>減免・支払猶予</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の保険料（税）・窓口負担等について、減免措置等が講じられます。

<table><tr><td>国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険料(税)及び窓口負担の減免・支払猶予</td><td>国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険料(税)について減免・支払猶予措置や窓口負担について減免措置等が講じられます。</td></tr><tr><td>健康保険等の窓口負担の減免</td><td>健康保険等の窓口負担について減免措置等が講じられる場合があります。</td></tr><tr><td>介護保険料及び利用料の減免・支払猶予</td><td>介護保険料について減免・支払猶予措置や、利用料について減免措置等が講じられます。</td></tr></table>
※医療費窓口負担の減免等は令和2年1月末まで</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●災害救助法の適用市町村の住民の方で、住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方
●保険者によって取扱いが異なりますので、ご加入の医療保険の保険者や市町村にご確認ください。</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>・国民健康保険の窓口負担：中野市福祉課国保医療係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 296）
・国民健康保険税の減免等：中野市税務課課税係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 229）
・後期高齢者医療保険：中野市福祉課国保医療係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 304）
又は長野県後期高齢者医療広域連合　TEL026－229－5320
・介護保険：中野市高齢者支援課介護保険係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 365・390）
・健康保険組合、全国健康保険協会、国保組合、共済組合などご加入の各医療保険者</td></tr>
</table>

制度の名称	**未払賃金立替払制度**
支援の種類	立替（債権者向け）
制度の内容	企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。 ●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の６カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは 立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が２万円未満の場合も対象とはなりません。 ●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康安全機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の 支払責任者である使用者に求償します。
活用できる方	●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。 １　使用者が、 （１）労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと。 （２）１年以上事業活動を行っていたこと。 （３）ア．法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 イ．事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと。 この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行ってください。 ２　労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の６か月前の日から２年の間に退職した者であること
お問い合わせ	お近くの労働基準監督署 （所在地案内 https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/nagano/index.html#roudoukyoku） 独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー０４４－４３１－８６６３

制度の名称	**保育所等の保育料等の減免**
支援の種類	減免
制度の内容	●保育所等の保育料、副食費、一時的保育などの利用料の減免が受けられることがあります。
活用できる方	●災害による被害を受け、保育料等を負担することが困難であると認められる保護者
お問い合わせ	中野市保育課保育係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２９２）

制度の名称	**幼稚園への就園奨励事業**
支援の種類	減免
制度の内容	●保護者の被災状況に応じて、幼稚園の入園料の減免が受けられることがあります。
活用できる方	●災害による被害を受け、入園料を負担することが困難であると認められる、幼稚園に通う園児の保護者
お問い合わせ	・中野市保育課施設係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２９３） ・通園されている幼稚園

制度の名称	**小・中学生の就学援助措置**
支援の種類	給付
制度の内容	●被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、校外活動費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者。
お問い合わせ	中野市教育委員会事務局学校教育課学校教育係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ４１９）

制度の名称	**県立高等学校授業料等減免措置**
支援の種類	減免
支援の内容	●保護者が災害により損害を受けた生徒を対象に、授業料の減免、入学料及び入学審査料の免除をします。
活用できる方	●災害その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認められる方が対象です。
お問い合わせ	県教育委員会高校教育課　０２６－２３５－７４２８

制度の名称	**私立高等学校授業料等減免措置**
支援の種類	減免
支援の内容	●災害等により家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な生徒を対象に、私立高等学校等において授業料等の減額、免除を行います。
活用できる方	●各学校において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校

制度の名称	**中野市奨学金制度**
支援の種類	猶予
支援の内容	●災害により奨学金を償還することが困難な奨学生に対して、償還期間の猶予等を行います。
活用できる方	●奨学生
お問い合わせ	中野市教育委員会事務局学校教育課総務係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ４１７）

制度の名称	**教科書等の無償給与（災害救助法）**
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や正規の副教材を無償給与します。その他の教材、文房具、通学用品についても支給します。
活用できる方	●住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等（特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校含む）の児童・生徒が対象です。
お問い合わせ	・中野市教育委員会事務局学校教育課学校教育係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ４１９） ・県立、国立、私立学校については、通学されている各学校

制度の名称	**大学等授業料等減免措置**
支援の種類	減免・猶予
制度の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校（授業料担当窓口）

制度の名称	**工科短期大学校、技術専門校授業料の減免措置**
支援の種類	減免
概要	●学資負担者が災害により著しく生活が困難となった場合、工科短期大学校、技術専門校の授業料を減免します。
お問い合わせ	在籍する各校

制度の名称	**大学生等を対象とする奨学金の緊急採用等**
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む。）
制度の内容	●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与や減額返還・返還期限の猶予などを行います。 ※具体的な基準や減免額などは、JASSO又は学校にお問い合わせください。
活用できる方	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
お問い合わせ	・独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO） ０３－６７４３－６０１１ ・在籍する各学校（奨学金担当窓口）

制度の名称	**ハロートレーニング（公的職業訓練）**
支援の種類	給付、サービス
制度の内容	●災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業 訓練が受けられます。 ●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_top.html
活用できる方	●災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。
お問い合わせ	お近くのハローワーク（公共職業安定所）

制度の名称	**五輪大橋有料道路通行料金の無料措置**
支援の種類	減免
制度の内容	●台風19号に伴い家庭から出た災害廃棄物をアクアパル千曲に運搬する車両は、五輪大橋有料道路の通行料金が無料となります。 ●料金所において、アクアパル千曲へ災害廃棄物を運搬している旨を係員にお伝えください。
活用できる方	●台風19号に伴い家庭から出た災害廃棄物をアクアパル千曲に運搬する車両
お問い合わせ	県建設部道路建設課　０２６－２３５－７３０４

制度の名称	**住宅金融支援機構融資の返済方法の変更**
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む。）
制度の内容	●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 １．返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、１～３年間 ２．払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ ３．返済期間の延長：被災の程度に応じて、１～３年 ※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。 ※ （参考）住宅金融支援機構ホームページ http://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html
活用できる方	●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 １．融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 ２．債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 ３．商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が被害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター ０１２０－０８６－３５３

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>災害復興住宅融資（建設・購入、補修）</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付（融資）</td></tr>
<tr><td>制度の内容
(独立行政法人住宅金融支援機構の場合)</td><td>
●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を建設・購入・補修をする場合に受けられる融資です。
●融資金利（令和元年10月1日現在：金利は毎月改訂します）
【建設・購入の場合】
<table>
<tr><td>基本融資額</td><td>年 ０．２４％</td></tr>
<tr><td>特例加算額</td><td>年 １．１４％</td></tr>
</table>
【補修の場合】
<table>
<tr><td>年 ０．２４％</td></tr>
</table>
●融資限度額
<table>
<tr><td>建設の場合</td><td>基本融資額(建設資金)1，680万円＋基本融資額(土地取得資金)970万円
＋基本融資額(整地資金)450万円＋特例加算額(建設資金)520万円</td></tr>
<tr><td>購入の場合</td><td>基本融資額(購入資金)2，650万円＋特例加算額(購入資金)520万円</td></tr>
<tr><td>補修の場合</td><td>基本融資額(補修資金)740万円＋基本融資額(整地資金又は引方移転資金)450万円</td></tr>
</table>
（注）その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。
</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>● ご自分が居住するため又はり災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。
※補修に限り、「一部損壊」の方も対象になります。</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>独立行政法人住宅金融支援機構　お客さまコールセンター　０１２０－０８６－３５３</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>県営水道料金の免除</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>減免</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●県営水道給水区域（長野市・千曲市・上田市の一部、坂城町）の県営住宅等に避難される被災された方々の水道料金を全額免除します。
●県営水道給水区域において住家が浸水等により被害を受けた方々の水道料金を全額（床上浸水）または一部（床下浸水）免除します。</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>【長野市（篠ノ井・川中島・更北地区）、千曲市（旧更埴市）にお住まいの方】
ヴェオリア・ジェネッツ川中島事務所
0120-971-105
川中島水道管理事務所
026-284-1700
【上田市、千曲市（旧上山田町・戸倉町）、坂城町にお住まいの方】
ヴェオリア・ジェネッツ上田事務所
0120-971-124
上田水道管理事務所
0268-22-2110</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>一般廃棄物の処理手数料の利用者負担額の減免措置</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>減免</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●災害により発生した一般廃棄物を東山クリーンセンターへ持ち込んだ場合に、処理手数料を減免します。（可燃ごみ、金属ごみのみ。）</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●災害により一般廃棄物の処理が必要となった方が対象となります。</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>中野市環境課衛生係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ４５８）</td></tr>
</table>

制度の名称	**文化財の修理・復旧に対する支援（県の補助）**
支援の種類	補助
制度の内容	●被害を受けた国指定等文化財または県指定等文化財の復旧に関する補助
活用できる方	●被害を受けた国指定等文化財または県指定等文化財の所有者
お問い合わせ	・長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課文化財係　℡０２６－２３５－７４４１ ・中野市教育委員会事務局生涯学習課文化財係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ４２４）

制度の名称	**台風19号による災害の被害者に対する手数料の免除**
支援の種類	手数料の免除
制度の内容	●台風19号により被害を受けた方は、令和元年10月10日から令和２年３月31日までの間、下記の手数料が免除となります。 ●なお、免除対象の方で既に手数料を納付されている場合は、手数料の還付請求をすることができます。 ○　免許証再交付手数料（運転免許証（第一種・第二種免許、仮運転免許）） ○　証明手数料（自動車保管場所証明書）　※電子申請分を除く。 ○　標章交付手数料（保管場所標章番号通知書）　※電子申請分を除く。 ○　許可証書換え手数料（猟銃・空気銃所持許可証、刀剣類所持許可証） ※狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するための所持に限る。 ○　許可証再交付手数料（猟銃・空気銃所持許可証、刀剣類所持許可証） ※狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するための所持に限る。 ※その他詳細については、長野県警察ホームページ（http://www.pref.nagano.lg.jp/police/）又は下記のお問い合わせ先にご連絡ください。
活用できる方	●台風19号により被害を受けた方（当該災害発生時に災害救助法の適用区域（市町村）に住所を有していた方）
お問い合わせ	長野県警察本部（026-233-0110）又は最寄りの警察署

制度の名称	**上下水道料金の減免**
支援の種類	減免
制度の内容	●り災証明書等の交付を受けた方が対象です。 ・床上浸水、床下浸水 前年同期または前期の使用水量を超えた水量分の上下水道料金を減免 ※基本料金は減免になりません。 令和元年11月・12月定期検針分 ・市内の新たな住居に避難された方（市外から転入された方も含む） 基本料金を除く全ての上下水道料金を減免 避難されている期間で最長令和３年３月３１日まで ・個人宅へ避難された方（同居された方） 前年同期または前期（被災前）の使用水量を超えた水量分の上下水道料金を減免 ※基本料金は減免になりません。 避難されている期間で最長令和３年３月３１日まで
お問い合わせ	中野市上下水道課営業係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 281・284）

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>各種証明書交付等手数料の免除</td></tr>
<tr><td>支 援 の 種 類</td><td>手数料の免除</td></tr>
<tr><td>制 度 の 内 容</td><td>○台風第19号による被災者で罹災（届出）証明書の交付を受けた方は下記の場合、各種証明書交付等手数料が免除になります。

■被災したことに伴う各種手続きに使用する場合の証明書交付等手数料。
■災害によりカード（印鑑登録証、個人番号カード（マイナンバーカード）、通知カード）や印鑑を紛失・損傷した場合のカードの再発行手数料。

（対象となる証明書等）
<table><tr><td>証明書の種類</td><td>発行窓口</td></tr><tr><td>・戸籍事項証明書（戸籍謄抄本）
・戸籍の附票
・住民票の写し
・印鑑証明書</td><td>市民課</td></tr><tr><td>・印鑑登録証の再発行
・個人番号カード（マイナンバーカード）の再交付
・通知カードの再発行</td><td>市民課</td></tr><tr><td>・所得証明書
・納税証明書
・資産証明書</td><td>税務課
市民課</td></tr></table>※コンビニ交付証明書サービスは免除になりません。

■持ち物
・罹災（届出）証明書
※罹災（届出）証明書が無くても免除になる場合あり。
・本人確認証明書（運転免許証など）
・印鑑
・印鑑登録証（印鑑証明書交付申請の場合）
※カードの再交付の場合、損傷したカードがあれば持参してください。
※手続きにより上記以外にも必要になる場合があります。</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>中野市市民課窓口係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２３６・２７５・４５４）
中野市税務課資産係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２２６・３２１・２８７）
中野市税務課収納係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２２９・２２８・３２２）</td></tr>
</table>

※　第２版にて追加及び内容修正

制度の名称	**豊田有線テレビ使用料の減免**
支援の種類	減免
制度の内容	●次の料金を1ヵ月分減免 ・基本使用料（基本放送2,200円/月、多チャンネル放送3,300円/月） ・セットトップボックス機管理料（1,100円/台） ●市が負担する経費等 ・被災により2ヶ月以上の間、テレビの視聴ができない場合は、視聴中止のお手続きにより、使用料のご請求をお止めします。 ・これに伴い、発生する引込線工事費については、市が負担します。
活用できる方	●災害発生時点において中野市豊田情報センターが提供するケーブルテレビサービスに加入しており、令和元年台風第19号災害で当該家屋が被災し、被害の程度が一部損壊（準半壊）以上と判定される世帯
お問い合わせ	中野市政策情報課情報統計係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ４０２） 中野市地域振興課総務係　　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ８２５４） 【テレビ北信ケーブルビジョンが提供するケーブルテレビサービスに加入されている場合】 テレビ北信ケーブルビジョン㈱様におきましても、同様の支援を実施しております。 詳しくは、テレビ北信ケーブルビジョン㈱ 0269-26-0202 までお問い合わせ下さい。

※　**第２版から追加**

制度の名称	**豊田情報センター加入者負担金の免除**
支援の種類	免除
制度の内容	●豊田情報センター加入者負担金（33,000円/世帯）の免除 ●市が負担する経費 ・加入に伴い、発生する引込線工事費については、市が負担します。(宅内配線工事除く)
活用できる方	●令和元年台風第19号災害の被災世帯であり、市内に避難のうえ、新規に豊田ケーブルテレビに加入する世帯
お問い合わせ	中野市政策情報課情報統計係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ４０２） 中野市地域振興課総務係　　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ８２５４） 【テレビ北信ケーブルビジョンが提供するケーブルテレビサービスに加入されている場合】 テレビ北信ケーブルビジョン㈱様におきましても、同様の支援を実施しております。 詳しくは、テレビ北信ケーブルビジョン㈱ 0269-26-0202 までお問い合わせ下さい。

※　**第２版から追加**

●要件緩和に関すること

制度の名称	**児童扶養手当等の特別措置**
支援の種類	給付
制度の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、 所得制限の特例措置を講じます。 ●住宅や家財等の財産についてその価格のおおむね１／２以上の事情の損害を受けた場合、所得制限の適用を除外します。
活用できる方	●各手当受給者世帯
お問い合わせ	・児童扶養手当・特別児童扶養手当については 中野市子育て課子ども支援係　℡０２６９-２２-２１１１（内線　３５６） ・特別障害者手当・障害児福祉手当については 中野市福祉課障がい福祉係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２９４・２９５）

制度の名称	**軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業に係る補聴器買替えのための要件の緩和**
支援の種類	要件緩和
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、補聴器買替えのための要件が緩和されることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町村が定めることになります。
お問い合わせ	中野市福祉課障がい福祉係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２９４・２９５）

（事業者向け）

●商工関係

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>中野市中小企業融資制度</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付（融資）</td></tr>
<tr><td>概　　要</td><td>
○経営安定対策資金
◆貸付対象者
市内において１年以上継続して事業を営んでいる中小企業信用保険法に該当する中小企業者等で、以下に該当する方等
（一般資金）
・セーフティネット保証５号又は７号に該当する方
・経済変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で、下記のいずれかに該当し、経営向上に取り組む方（市長特認）
ア 最近３か月間の売上高又は売上高経常利益率（収益性）が過去３年間いずれかの同期に比べ同じか減少
イ 最近６か月間の売上高又は収益性が前年同期に比べ同じか減少
ウ 直近決算期の収益性が１期又は２期前に比べ同じか減少
（特別運転資金）
・危機関連保証に該当する方
・経済変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で、下記のいずれかに該当し、経営向上に取り組む方（市長特認）
ア 異常気象又は経済の変動等の影響を受けており、最近３か月間の平均売上高が前年同期に比べ５％以上減少していること
イ 異常気象又は経済の変動等の影響を受けており、最近３か月間の売上高が前年同期に比べ同じか減少しており、かつ、直近決算期の収益性が０％以下で次の式を満たすこと
１期前の決算期の収益性―直近決算期の収益性≧１．５％
※市長特任は原則として異常気象によるものが対象となります。異常気象を伴わない場合は、一般資金の利用となります。（例外として、いわゆるリーマンショック同様の不況の場合は利用ができます。）
◆貸付要件
<table>
<tr><th>資金名</th><th>貸付限度額</th><th>利率
（年）</th><th>貸付期間
（据置期間）</th><th>信用保証料</th></tr>
<tr><td rowspan="2">一般資金</td><td>設備　2，000万円
（運転資金との合計で上限2，000万円以内）</td><td rowspan="2">1.9%</td><td>９年（１年）</td><td rowspan="2">0.44%以内
セーフティネット保証利用できる方は
０％</td></tr>
<tr><td>運転　2，000万円
（設備資金との合計で上限2，000万円以内）</td><td>７年（１年）</td></tr>
<tr><td>特別運転資金</td><td>運転　1，000万円</td><td>1.6%</td><td>７年（１年）</td><td>0%</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

○中小企業振興資金

◆貸付対象者

市内において１年以上継続して事業を営んでいる中小企業者等

◆貸付要件

資金名	貸付限度額	利率（年）	貸付期間（据置期間）	信用保証料
一般資金	設備　1，500万円 運転　1，250万円	2.1%	設備７年（１年） 運転５年（６か月）	0.44%以内
災害緊急対策資金	運転、設備 1，250万円	1.6%	６年（６か月）	0.44%以内

○小企業特別小口資金

◆貸付対象者

市内において１年以上継続して事業を営んでいる小規模企業者（※）の方で、小口零細企業保証を利用する方

※小規模企業者：従業員が20人（宿泊・娯楽業を除く商業・サービス業は５人）以下の企業

◆貸付要件

資金名	貸付限度額	利率（年）	貸付期間（据置期間）	信用保証料
一般資金	運転、設備 1，250万円 （ただし、保証協会の債務保証の総額が8，000万円以内）	1.9%	５年（６か月）	0.44%以内
災害緊急対策資金		1.6%		

※制度融資の申込前に、金融機関、信用保証協会に対し事前相談が必要となります。
まずは、お取引の金融機関または最寄りの商工会議所へご相談ください。

お問い合わせ	中野市営業推進課　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２７２）

制度の名称	**長野県中小企業融資制度**
支援の種類	貸付（融資）
概要	○経営健全化支援資金 ◆貸付対象者 県内において１年以上継続して事業を営んでいる中小企業信用保険法に該当する中小企業者等で、以下に該当する方等 （災害対策） ・暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等のり災証明書等（災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）を受けた方 （特別経営安定対策） ・ セーフティネット保証１～４号・６号に該当する方 ・経済の変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 ア 急激な為替相場の変動の影響又は消費税率引上げに伴う経営環境の悪化により、最近３か月のうちいずれか１か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ５％以上減少 イ 災害の影響を受け、災害発生後２か月のうち１か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ５％以上減少

◆貸付要件

資金名	貸付限度額	利率（年）	貸付期間（据置期間）	信用保証料
災害対策	設備　3，000万円 運転　3，000万円	1.1%	設備10年（１年） うち土地建物等15年 運転７年（１年）	県・市町村補助により0.44%以内 セーフティネット保証利用の場合０％
特別経営安定対策	設備　6，000万円 運転　8，000万円	1.6%	設備10年（１年） 運転７年（１年） [借換10年]	

○中小企業振興資金

◆貸付対象者

県内において１年以上継続して事業を営んでいる中小企業者等

◆貸付要件

資金名	貸付限度額	利率（年）	貸付期間（据置期間）	信用保証料
一般枠	設備　１億円 運転　5，000万円	2.1% 1年以内 1.8%	設備７年（１年） 運転５年（６か月） [借換10年（1年）]	2.2%以内
短期継続融資枠	運転　3，000万円	1.8%	１年	2.2%以内

○小規模企業発展資金

◆貸付対象者

県内において１年以上継続して事業を営んでいる小規模企業者（※）の方で、小口零細企業保証を利用する方

※小規模企業者：従業員が20人（宿泊・娯楽業を除く商業・サービス業は５人）以下の企業

◆貸付要件

資金名	貸付限度額	利率（年）	貸付期間（据置期間）	信用保証料
小規模企業発展資金	設備・運転の合計で2、000万円	1.9%	設備10年（１年） 運転５年（６か月） [借換７年（1年）]	県・市町村補助により0.44%以内

※制度融資の申込前に、金融機関、信用保証協会に対し事前相談が必要となります。
まずは、お取引のある金融機関または最寄りの商工会・商工会議所へご相談ください。

お問い合わせ	・県庁産業立地・経営支援課　026-235-7200 ・各地域振興局商工観光課

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>株式会社日本政策金融公庫による資金貸付</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付（融資）</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。
●災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。
●株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。
○国民生活事業
<table><tr><td>貸付限度額</td><td>各貸付制度ごとの貸付限度額に１災害あたり３千万円を加えた額</td></tr><tr><td>償還期間</td><td>10年以内（うち２年以内の据置可能）</td></tr></table>○中小企業事業
<table><tr><td>貸付限度額</td><td>別枠で１億５千万円以内</td></tr><tr><td>償還期間</td><td>15年以内（うち２年以内の据置可能）</td></tr></table>●株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なりますので、詳しくは各機関にご確認ください。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●中小企業・小規模事業者等</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>・国民生活事業　株式会社日本政策金融公庫 長野支店、松本支店、小諸支店、伊那支店
・中小企業事業　株式会社日本政策金融公庫 松本支店</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>災害復旧貸付（商工組合中央金庫）</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付（融資）</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。
●災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。
●株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。
<table><tr><td>貸付限度額</td><td>別枠で１億５千万円以内</td></tr><tr><td>償還期間</td><td>１５年以内（うち２年以内の据置可能）</td></tr></table>●株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なりますので、詳しくは各機関にご確認ください。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●中小企業・小規模事業者等</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>・株式会社商工組合中央金庫
長野支店、諏訪支店、松本支店</td></tr>
</table>

●農業関係

制度の名称	**農地・農業用施設災害復旧事業**
支援の種類	補助
制度の内容	●異常な天然現象によって被害を受けた農地・農業用施設の復旧に対する補助 ［対象］ ・田畑など農地の流亡・埋没の復旧 ・土砂の流入、畦畔の崩壊などの復旧 ・ため池、水路、農道、頭首工、揚水機などの復旧 ［事業主体］市町村又は団体 ●農地へ流入した土砂の排出も補助対象となる場合があります。詳しくは各機関に御確認ください。なお、土砂の道路への排出は行わないようお願いします。
お問い合わせ	・中野市農政課耕地林務係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２５１） ・各地域振興局農地整備課

制度の名称	**農林水産業共同利用施設災害復旧事業**
支援の種類	補助
制度の内容	●被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧補助 ○　対象となる施設の所有者 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等 ○　対象となる施設 農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設 ただし、法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限ります。 ○　採択基準及び補助率 ※対象となる農事組合法人は、公共性・公益性を持つ法人に限定されます。

		採択基準	補助率	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害		40万円以上	2/10	
激甚災害	告示地域※	13万円以上	4/10	9/10
	その他の地域	40万円以上	3/10	5/10

※　告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域
具体的には、農地・農業用施設の年間災害復旧事業費（国の補助額を控除）の関係農家１戸あたり負担額が２万円を超える地域

○　補助対象額
被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額
ただし、当該施設の再取得に要する費用の20%を下限とします。

お問い合わせ	・農業施設に係ること　県庁 農政部 農業政策課 農業団体・共済係 ０２６－２３５－７２１５（直通） ・林業・特用林産施設に係ること　県庁 農政部 信州の木活用課 林業経営支援係 ０２６－２３５－７２６７（直通） ・全般（国）　大臣官房 文書課 災害総合対策室 ０３－６７４４－２１４２（直通）

制度の名称	**農業制度資金**
支援の種類	融資
制度の内容	●被害を受けた農作物の植え替えなどの経営に必要な資金を融資します。 ●農業用施設の補修や建て替えに必要な資金を融資します。
お問い合わせ	・ＪＡ中野市、ＪＡながの 各事業所 ・株式会社日本政策金融公庫 長野支店 ０２６－２３３－２１５２ ・中野市農政課振興係　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２５３） ・県庁農村振興課 ０２６－２３５－７２４２ ・各地域振興局農政課・各農業改良普及センター

制度の名称	**株式会社日本政策金融公庫による資金貸付**
支援の種類	融資
制度の内容	●株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。 ○農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 ○農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。 ●上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。
活用できる方	●農林漁業者
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 長野支店　０２６－２３３－２１５２

制度の名称	**農業共済・収入保険**
支援の種類	補償
制度の内容	●長野県農業共済組合の農業保険制度（農業共済・収入保険）に加入されている方で農作物や家畜・園芸施設等に損害（減収）が発生した場合、損失が一定割合補償されます。 詳しくは、同組合へご相談ください。
お問い合わせ	長野県農業共済組合 ０２６－２１７－５８００（本所）

●林業関係

制度の名称	**株式会社日本政策金融公庫による資金貸付**
支援の種類	融資
概要	●株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。 ＊農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 ●上記のほかにも農林漁業者に対する融資の取扱いがあります。 各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。
お問い合わせ	・株式会社日本政策金融公庫 長野支店　０２６－２３３－２１５２

制度の名称	**林業・木材産業災害復旧対策保証**
支援の種類	融資
概要	●災害により直接的・間接的に被害を受けられた林業・木材産業を営む方が、金融機関から事業の復旧・再建に必要とする運転資金・設備資金の融資を受ける際、この保証制度を利用することができます。
お問い合わせ	・独立行政法人農林漁業信用基金　０３－３２９４－５５８５・５５８６

制度の名称	**林業・木材産業改善資金**
支援の種類	融資
概要	●施設・設備の導入にあたって活用できる無利子の貸付を行っています。
お問い合わせ	・県庁林務部信州の木活用課　０２６－２３５－７２７４ ・北信地域振興局 林務課　０２６９－２３－０２１５

制度の名称	**農林水産業施設災害復旧 等**
支援の種類	補助
概要	●被害を受けた林業・木材産業関係施設の復旧などに対する補助 ＊林産物等に係る生産・加工施設　など
お問い合わせ	・県庁林務部信州の木活用課　０２６－２３５－７２７４ ※木材産業に係る問い合わせは、同課県産材利用推進室　０２６－２３５－７２６６

制度の名称	**信州の森林づくり事業（被害森林整備）**
支援の種類	補助
制度の内容	●被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が行えない森林において、林業事業体等が所有者との協定に基づいて行う人工造林等を支援します。
お問い合わせ	・県庁林務部森林づくり推進課 ０２６－２３５－７２７０ ・北信地域振興局林務課　０２６９－２３－０２１５ ・北信州森林組合　０２６９－３８－０３７１

制度の名称	**森林保険**
支援の種類	補償
制度の内容	●森林保険に加入している人工林の被害（風水害）に対する補償
お問い合わせ	・長野県森林組合連合会 ０２６－２２６－２５０４ ・北信州森林組合　０２６９－３８－０３７１

（共通）

●各種相談

相談窓口名	**長野県弁護士会による無料電話相談（復興支援ダイヤル）**
相談内容、概要等	●債務、保険、事業、損害等に関する法律相談 ●罹災証明・義援金・生活支援・その他公的支援制度等の生活再建に関する相談 ●実施時間：平日９時～17時
お問い合わせ	０２６－２３２－２７７７（予約時通話料有料。担当弁護士から折り返し電話し相談料無料）

相談窓口名	**長野県司法書士会による無料電話相談**
相談内容、概要等	●不動産・会社等の登記、賃貸借、債権・債務（借金）等に関する問題 ●実施時間：令和元年10月23日～12月20日　休日を含む毎日16時～19時
お問い合わせ	０１２０－４４８－７８８（通話料無料、相談料無料）

相談窓口名	**長野県行政書士会による無料電話相談**
相談内容、概要等	●自動車、軽自動車その他車両に関する廃車手続 ●被災証明、自動車税・軽自動車税等に関する手続 ●借地・借家、外国人を含めた生活関連に関する相談 ●その他、各種申請書類の作成・提出に関する相談 ●実施時間：平日９時～17時
お問い合わせ	０１２０－０６４－２２２（通話料無料、相談料無料）

相談窓口名	**長野県社会保険労務士会による無料電話相談**
相談内容、概要等	●労務管理に関する相談 ●社会保険に関する相談 ●実施時間：平日９時～17時
お問い合わせ	０１２０－８３９－１９９（通話料無料、相談料無料）

制度の名称	**法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）**
相談内容、概要等	●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問合せを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。 また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行っています。
お問い合わせ	●法テラス・サポートダイヤル（被災者専用フリーダイヤル）　０１２０-０７８３０９（おなやみレスキュー） ●法テラス各地方事務所 ●法テラスホームページ http://www.houterasu.or.jp ●法テラス携帯サイト https://www.houterasu.or.jp/k/index.html

制度の名称	**消費生活相談（中野市消費生活センター）**
支援の種類	サービス
制度の内容	●身に覚えのない請求や悪質商法、訪問販売などによる契約上のトラブルなど、消費生活に関する苦情・相談を専門相談員がお聞きし、助言や苦情など、問題解決のお手伝いをします。 http://www.city.nakano.nagano.jp/soshiki/kurashibunka/shouhiseikatsu/
活用できる方	●中野市民（事業者除く）
お問い合わせ	中野市消費生活センター　（局番なし）１８８ または０２６９－２２－２２０１　（直通）

相談窓口名	**人権相談（法務局）**
相談内容、概要等	●差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット（パソコン・携帯電話）で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。面談・電話による相談は平日午前８時３０分から午後５時１５分まで受け付けています。
お問い合わせ	●みんなの人権１１０番【全国共通人権相談ダイヤルです。】 ０５７０－００３－１１０（全国共通・ナビダイヤル） ●子どもの人権１１０番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】 ０１２０－００７－１１０（全国共通・フリーダイヤル） ●女性の人権ホットライン 【セクシュアル・ハラスメント、ＤＶなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】 ０５７０－０７０－８１０（全国共通・ナビダイヤル） ●インターネット人権相談受付窓口 http://www.jinken.go.jp/（パソコン、携帯電話、スマートフォン共通） ●外国語人権相談ダイヤル（Foreign language Human Rights Hotline） ０５７０－０９０－９１１（全国共通・ナビダイヤル）

相談窓口名	**人権相談（人権啓発センター）**
相談内容、概要等	●様々な人権に関する問題についてお悩みのかたは、相談員が丁寧に相談に応じます。なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。
お問い合わせ	【相談時間】火～日／８：３０～１７：００　　０２６－２７４－３２３２

相談窓口名	**女性・男性のための相談**
相談内容、概要等	●女性の方が、生活の中で抱えている悩み、困っていること、家族のこと、夫婦のこと、男女関係、職場や地域での人間関係、配偶者からの暴力についてなどの相談対応。 ●家庭、夫婦、人間関係、生き方などに悩む男性からの相談に、男性相談員が電話で対応。
お問い合わせ	●長野県男女共同参画センター”あいとぴあ” （女性相談）火～土／８：３０～１７：００　　０２６６－２２－８８２２ （男性相談）金／１７：００～１９：００　　０２６６－２２－７１１１

相談窓口名	**性暴力被害者支援センター”りんどうハートながの”**
相談内容、概要等	●性暴力の被害者に対し、被害直後から総合的な支援をワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るため、産婦人科医療をはじめ心理的支援や法的支援等のコーディネートを行う。
お問い合わせ	【相談電話】２４時間３６５日対応　　０２６－２３５－７１２３ 【メール】rindou-heart@pref.nagano.lg.jp

相談窓口名	**多言語相談**
相談内容、概 要 等	●災害に関する外国人からの相談について、15言語で対応します。 ●実施内容 ・実施日　　第１・３水曜日を除く平日（月～金） 第１・３土曜日 ・実施時間　10：00～18：00 ・実施場所（来所相談及び電話相談）　長野県多文化共生相談センター （長野市南長野1485-1 もんぜんぷら座3F） https://www.naganoken-tabunka-center.jp/ ・相談先　　ＴＥＬ：０２６－２１９－３０６８、０８０－４４５４－１８９９ ●対応言語 中国語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語、ベトナム語、タイ語、英語、 インドネシア語、スペイン語、ネパール語、マレー語、ミャンマー語、フランス語、 クメール語、ドイツ語
お問い合わせ	長野県多文化共生相談センター　０２６－２１９－３０６８、０８０－４４５４－１８９９

相談窓口名	**児童のこころの相談**
相 談 内 容 、概 要 等	●被災した児童への心のケアが必要な場合などに対し、児童相談所の児童心理司、子ども支援センターの相談員が相談に応じます。
お問い合わせ	●県児童相談所（お近くの児童相談所までご相談ください） 相談時間／月～金（祝日・年末年始を除く）８：３０～１７：１５ 中央児童相談所 ０２６－２３８－８０１０ 松本児童相談所 ０２６３－９１－３３７０ 飯田児童相談所 ０２６５－２５－８０００ 諏訪児童相談所 ０２６６－５２－００５６ 佐久児童相談所 ０２６７－６７－３４３７ ●長野県子ども支援センター 相談時間／月～土（祝日・年末年始を除く）１０：００～１８：００ 子ども専用ダイヤル　０８００－８００－８０３５ 大人用ダイヤル　０２６－２２５－９３３０

相談窓口名	**子どもの相談**
相 談 内 容 、概 要 等	●災害により子どもの行動や心境など変化が出ている場合や子どもの問題に対し、子ども相談室の相談員が相談に応じます。
お問い合わせ	中野市子ども相談室　　℡０２６９-２２-２１１１（内線 ２７７）

相談窓口名	**「からだ」と「こころ」の健康相談**
相談内容、 概 要 等	●被災により、「持病が悪化しないか不安」、「自宅に閉じこもりがち」、「眠れない」など体調や気分がすぐれない方の電話等相談をお受けします。 ●被災者やその家族の皆様、また被災者を支援する方など、どなたでもご相談いただくことができます。
お問い合わせ	●健康全般に関するご相談 ・中野市健康づくり課健康管理係 ８時３０分～１７時１５分（土日祝日・12/29～1/3を除く。） 電　話：０２６９－２２－２１１１（内線２４２） ＦＡＸ：０２６９－２２－２２９５ ・県保健福祉事務所（お近くの保健福祉事務所までご相談ください。） 相談受付時間／８時３０分～１７時１５分（土日祝日・12/29～1/3を除く。） 北信　電話：０２６９－６２－６１０４　　FAX：０２６９－６２－６０３６ ・中野市電話健康相談所 ８時３０分～１７時１５分（土日祝日・12/29～1/3を除く。） 電　話：０２６９－２３－０３００ ・健康相談 中野保健センター：毎週水曜日 豊田保健センター：１２/５（木）、３/５（木） １０時～１１時３０分（土日祝日・12/29～1/3を除く。） ●こころの健康に関するご相談 ・こころの健康相談（予約制） こころの専門医が無料で相談に応じます。期日の２日前までに健康づくり課健康管理係にお電話でご予約下さい。 電　話：０２６９－２２－２１１１（内線２４２） １１/１４（木）、１２/１２（木）、１/１０日（金）、２/　７（金）、３/１２（木） 時間／１４時～１６時　　場所／中野保健センター ・県精神保健福祉センター 相談受付時間／８時３０分～１７時１５分（土日祝日・12/29～1/3を除く。） 電話：０２６－２２７－１８１０　　FAX：０２６－２２７－１１７０

相談窓口名	**被災ペット相談**
相談内容、 概 要 等	●災害時被災ペットに関する相談を受け付けています。お困りの方、支援が必要な方はお問い合わせください。 支援内容 （１）被災動物等のための相談窓口の開設 （２）被災動物の救護等 （３）飼養場所設置の支援 （４）被災動物の一時預り （５）飼い主不明動物の保護および譲渡　　等
お問い合わせ	・長野県災害時被災ペット相談支援センター　０２６－２３５－７１５４ （長野県健康福祉部食品・生活衛生課内） ・長野市保健所動物愛護センター　０２６－２６２－１２１２

相談窓口名	**事業資金相談ダイヤル**
相談内容、概要等	●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受付けています。（受付時間：平日９時から１７時まで）
お問い合わせ	●事業資金相談ダイヤル ０１２０－１５４－５０５ https://www.jfc.go.jp/（日本政策金融公庫） ●災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置しています。 特別相談窓口一覧（日本政策金融公庫）https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/index.html

制度の名称	**長野県若年者就業サポートセンター（ジョブカフェ信州）**
支援の種類	就労相談
概要	●ジョブカフェ信州は長野県が設置した、若者の就業を支援する施設です。個別に専門のアドバイザーが仕事探しのお手伝いをするほか、就職活動の方法や悩み事にもきめ細かなアドバイスを行います。 ●利用できる方 ４０代前半までの、失業者・無業者・フリーター、学生の皆さん
お問い合わせ	松本センター　0263-39-2250 長野分室　026-228-0320

制度の名称	**労働相談**
支援の種類	相談
概要	●労政事務所では労働問題一般についての相談を行っています。 ●労働者、労働組合、事業主の皆さんからの相談に専門の相談員が公正中立な立場で、アドバイスします。 相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守されます。 電話・面談のほか、メールでの相談もお受けしています。
お問い合わせ	東信労政事務所　TEL0268-23-1629　FAX0268-23-1642 E-mail:toshinrosei@pref.nagano.lg.jp 南信労政事務所　TEL 0265-76-6833　FAX0265-76-6834 E-mail:nanshinrosei@pref.nagano.lg.jp 中信労政事務所　TEL 0263-40-1936　FAX0263-47-7828 E-mail:chushinrosei@pref.nagano.lg.jp 北信労政事務所　TEL 026-234-9532　FAX026-234-9569 E-mail:hokushinrosei@pref.nagano.lg.jp

制度の名称	**商工関係事業所相談**
支援の種類	相談
概要	台風19号による豪雨災害に係る県内事業所を対象として、被災に関する設備・運転資金などの資金繰りや経営、製造設備等の技術、雇用に関する相談を受け付けています。
お問い合わせ	県庁産業立地・経営支援課　026-235-7200 県庁ものづくり振興課　026-235-7196 県庁労働雇用課　026-235-7201 各地域振興局商工観光課 工業技術総合センター　026-268-0602

制度の名称	**被災した農家等の相談**
相談内容、概要等	●農作物等への技術的な対応、制度資金の活用等融資制度、今後の農業経営などについての相談、支援
お問い合わせ	お近くの農業改良普及センター等に来所または電話によりご相談ください ・農業改良普及センター 相談時間／平日の８時30分から17時15分まで 佐　久　〒385-8533 佐久市跡部65-1佐久合同庁舎内　0267-63-3146 上　田　〒386-8555 上田市材木町1-2-6上田合同庁舎内　0268-25-7157 諏　訪　〒392-8601 諏訪市上川１丁目1、644-10諏訪合同庁舎内　0266-57-2932 上伊那　〒396-8666 伊那市荒井3、497伊那合同庁舎内　0265-76-6842 南信州　〒395-0034 飯田市追手町2丁目678飯田合同庁舎内　0265-53-0436 木　曽　〒397-8550 木曽郡木曽町福島2、757-1木曽合同庁舎内　0264-25-2230 松　本　〒390-0852 松本市大字島立1、020松本合同庁舎内　0263-40-1947 北アルプス〒398-8602 大町市大町1、058-2大町合同庁舎内　0261-23-6543 長　野　〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1長野合同庁舎内　026-234-9534 北　信　〒383-8515 中野市大字壁田955北信合同庁舎内　0269-23-0221 ・農政部農業技術課 相談時間／平日の８時30分から17時15分まで 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2長野県庁内　026-235-7223

●その他

内　　容	**ボランティアの派遣依頼について**
お問い合わせ	・長野県災害ボランティア情報特設サイト（https://nagano.shienp.net/） ・長野県災害ボランティアセンター（長野県社会福祉協議会） ・最寄りの市町村のボランティアセンター（市町村社会福祉協議会）

制度の名称	**ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による被災者支援情報の発信**
支援の種類	サービス
概　　要	長野県（上田市、須坂市、小諸市、伊那市、**中野市**、飯山市、佐久市、千曲市、小海町、佐久穂町、坂城町、山ノ内町）及び長野市が提供する各種被災者支援情報（住居、廃棄物、り災証明など）を、ＬＩＮＥにより発信します。
お問い合わせ	長野県企画振興部情報政策課　026-235-7071 こちらのＱＲコードからＬＩＮＥに接続します。→ 長野市人口増推進課　026-224-8851 こちらのＱＲコードからＬＩＮＥに接続します。→

制度の名称	**権利利益に係る満了日の延長措置**
支援の種類	権利利益の延長
制度の内容	●「犯罪被害者等給付金の申請期間」「猟銃等の所持の許可の有効期間」「運転免許証の有効期間」ほか81の権利利益について、令和元年10月10日以降に権利利益の存続期間（運転免許証の有効期間等）が満了する場合 には、その満了日を令和２年３月31日まで延長します。 ※その他詳細については、長野県警察ホームページ（http://www.pref.nagano.lg.jp/police/）又は下記ホームページを参照するとともに、下記お問い合わせ先にご連絡ください。 災害救助法が適用された市町村 http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html 措置に関する告示について https://www.npa.go.jp/laws/kaisei/kokuji/kokkakouan/20191018honbun.pdf
活用できる方	●特定非常災害発生日である令和元年10月10日時点で、本件台風に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する方等。
お問い合わせ	長野県警察本部（026-233-0110）または最寄りの警察署

制度の名称	**期間内に履行されなかった義務に係る免責措置**
支援の種類	義務の免責
制度の内容	●「質屋を廃業したときにおける届出」「自動車の保管場所の変更等の届出」ほか33義務について、法令に基づく届出等の義務が本来の期限までに履行されなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものである場合は、令和２年１月31日までに履行すれば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任は問われません。 ※その他詳細については、長野県警察ホームページ（http://www.pref.nagano.lg.jp/police/）又は下記のお問い合わせ先にご連絡ください。
活用できる方	●特定非常災害発生日である令和元年10月10日時点で、本件台風に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する方等。
お問い合わせ	長野県警察本部（026-233-0110）または最寄りの警察署

制度の名称	**家屋等解体に伴う補助（仮称）**
相談内容・概要等	●家屋等解体に伴う補助金（10月29日現在、国等で検討中のため、情報が把握でき次第周知予定。）
お問い合わせ	中野市環境課衛生係　℡０２６９-２２-２１１１（内線２４５）

※　**第２版から掲載ページ変更（各種相談からその他へ）**

制度の名称	**災害復旧工事に係る文化財保護法による届出**
支援の種類	届出不要
制度の内容	●埋蔵文化財包蔵地内で建物・工作物の撤去・整地を行う際に、通常であれば文化財保護法に係る届出が必要ですが、令和２年３月３１日までに着手する場合届出が不要となります ●建物・工作物を撤去し、新たに建築する際は着手60日前までの届出が必要です
活用できる方	●被害を受けた建物・工作物を撤去・整地しようとする方
お問い合わせ	中野市教育委員会生涯学習課文化財係　TEL　０２６９－２２－２１１１（内線４２４）

※　**第２版から追加**

◎お問い合わせ先一覧

【中野市役所】　TEL　０２６９－２２－２１１１（代表）

各課の名称または内線番号をお伝えください

[長野県]

名称	管轄	電話番号
長野県庁（代表番号）		026-232-0111
県税事務所		
総合県税事務所	お困りの際は、お近くの県税事務所に ご相談・ご申請をお願いします。	026-233-5151
総合県税事務所北信事務所		0269-22-3111
東信県税事務所		0267-63-3111
東信県税事務所上田事務所		0268-23-1260
南信県税事務所		0265-78-2111
南信県税事務所諏訪事務所		0266-53-6000
南信県税事務所飯田事務所		0265-23-1111
中信県税事務所		0263-47-7800
中信県税事務所木曽事務所		0264-24-2211
中信県税事務所大町事務所		0261-22-5111
保健福祉事務所		
佐久保保健福祉事務所	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、 南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町	0267-63-3111
上田保健福祉事務所	上田市、東御市、長和町、青木村	0268-23-1260
諏訪保健福祉事務所	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	0266-53-6000
伊那保健福祉事務所	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、 中川村、宮田村	0265-78-2111
飯田保健福祉事務所	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、 根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、 豊丘村、大鹿村	0265-23-1111
木曽保健福祉事務所	上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村	0264-24-2211
松本保健福祉事務所	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、 朝日村、筑北村	0263-47-7800
大町保健福祉事務所	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	0261-22-5111
長野保健福祉事務所	須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、 飯綱町、小川村	026-223-2131
北信保健福祉事務所	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	0269-62-3105
地域振興局		
佐久地域振興局	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、 南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町	0267-63-3111
上田地域振興局	上田市、東御市、長和町、青木村	0268-23-1260
諏訪地域振興局	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	0266-53-6000
上伊那地域振興局	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、 中川村、宮田村	0265-78-2111
南信州地域振興局	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、 根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、 豊丘村、大鹿村	0265-23-1111
木曽地域振興局	上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村	0264-24-2211
松本地域振興局	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、 朝日村、筑北村	0263-47-7800
北アルプス地域振興局	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	0261-22-5111
長野地域振興局	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、 信濃町、飯綱町、小川村	026-233-5151
北信地域振興局	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	0269-22-3111

名称		管轄	電話番号
建設事務所			
	佐久建設事務所	佐久市、小諸市、軽井沢町、御代田町、立科町、佐久穂町、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村	0267-82-3101
	上田建設事務所	上田市、東御市、長和町、青木村	0268-23-1260
	諏訪建設事務所	諏訪市、岡谷市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	0266-53-6000
	伊那建設事務所	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	0265-78-2111
	飯田建設事務所	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	0265-23-1111
	木曽建設事務所	木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村	0264-24-2211
	松本建設事務所	松本市、塩尻市、筑北村、麻績村、生坂村、山形村、朝日村	0263-47-7800
	安曇野建設事務所 （住宅・建築関係は、松本建設事務所）	安曇野市	0263-72-8880
	大町建設事務所	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	0261-22-5111
	千曲建設事務所 （住宅・建築関係は、長野建設事務所）	千曲市、坂城町	026-273-1720
	須坂建設事務所 （住宅・建築関係は、長野建設事務所）	須坂市、小布施町、高山村	026-245-1670
	長野建設事務所	長野市、信濃町、飯綱町、小川村	026-233-5151
	北信建設事務所	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	0269-22-3111

更新履歴

初　版　　令和元年10月29日現在　　（発送日：令和元年11月１日）

第２版　　令和元年11月15日現在　　（発送日：令和元年11月15日）